土 清 農 水 発 第 551 号 令 和 7 年 1 月 20 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

土佐清水市長 程岡 庸

_			·	
	市町村名 (市町村コード)	土佐清水市		
		(39209)		
	地域名 (地域内農業集落名)	旧下川口町②		
		(片粕・貝ノ川郷・貝ノ川浦・横峯・大津・鳥渕・藤ノ川・坂井・有永・珠々玉・木ノ辻・松山)		
	協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年1月17日	
			(第1回)	
	協議の結果を取りまとめた年月日			

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

農家数:7戸、中心経営体:2経営体、耕地面積:約24ha

主要作物等:水稲、マンゴー、柑橘、養豚など

【課題】

本市の中でも、山間部に位置している集落が多く、農業従事者が少ない。そのため、荒廃農地の増加や後継者不足により農業の衰退がより顕著である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域間での共同作業や外部から新規就農者を確保。また、山間部の強みを生かした高収益作物の検討(果樹等)。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	24 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	19 ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

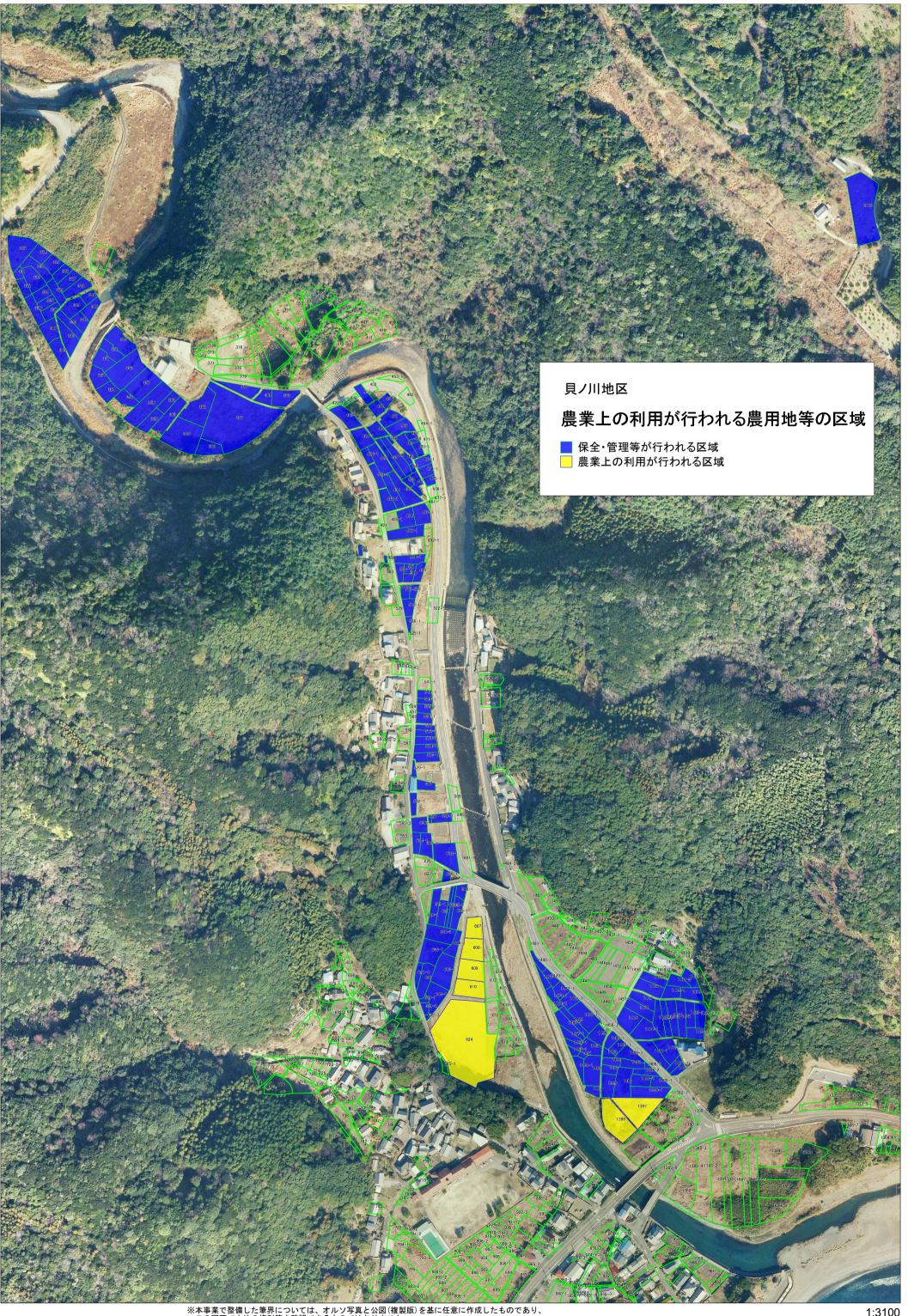
農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

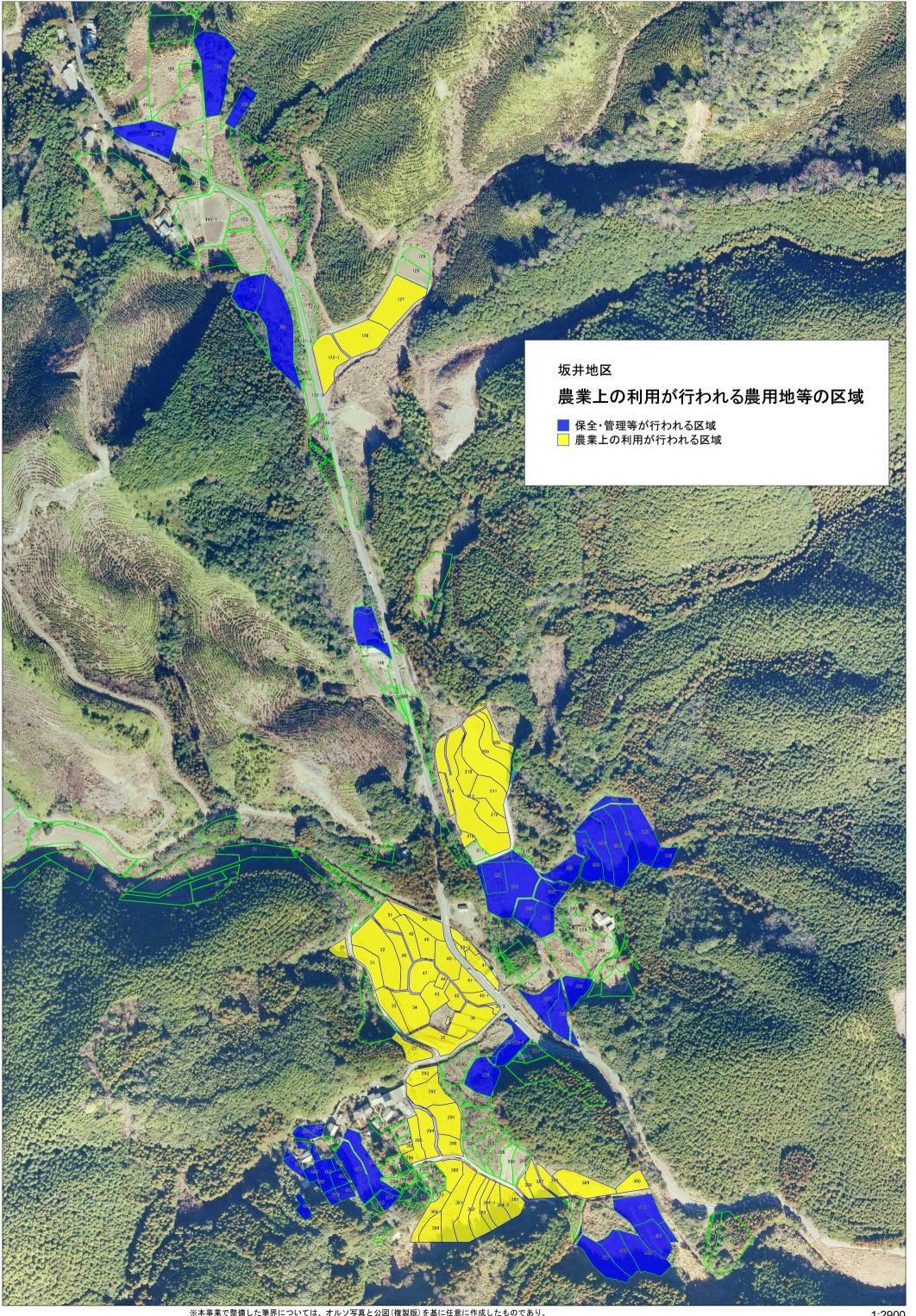
注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項						
	(1)農用地の集積、集約化の方針						
	・地区の農地に関しては、地域内の農業を担う者に集約を行う。						
	・農地の貸し借りについては、特定農作業受委託書等、書類での契約を行う。						
	 (2)農地中間管理機構の活用方針						
	特になし						
	(3)基盤整備事業への取組方針						
	特になし						
	 (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針						
	「「一」であれば、地区関係者(地区の出身や地区住民)の農業者・新規就農者の受け入れを行う。						
	The copyright to End Education of the Ed						
	 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針						
	(5) 辰未協问組合寺の辰未又抜サーロス争未有寺への辰作未安託の活用方針 特になし						
	特になし						
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)						
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等						
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他						
	【選択した上記の取組方針】						

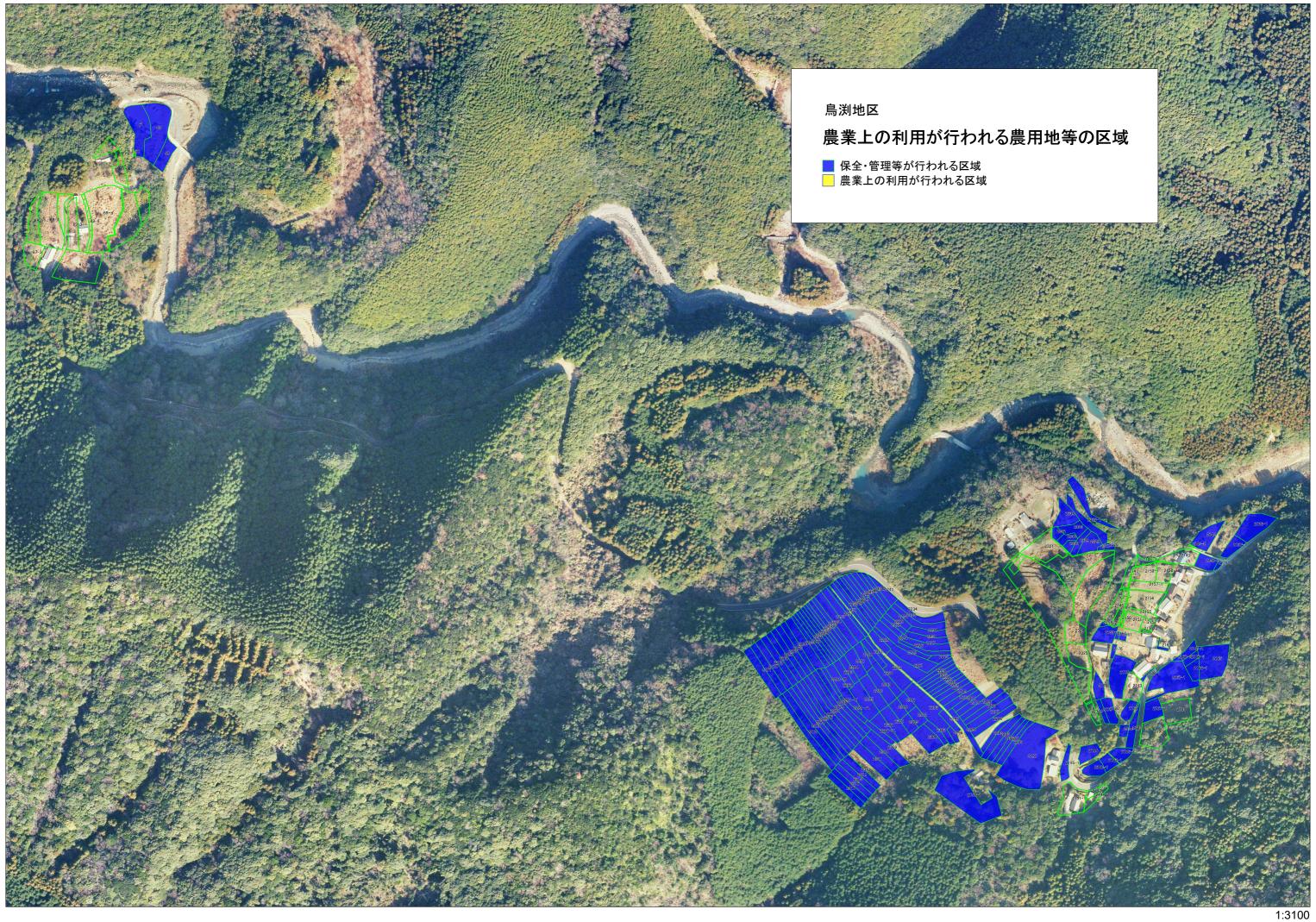


※本事業で整備した筆界については、オルソ写真と公図(複製版)を基に任意に作成したものであり、この図面で土地の権利等を確認できるものではありません。

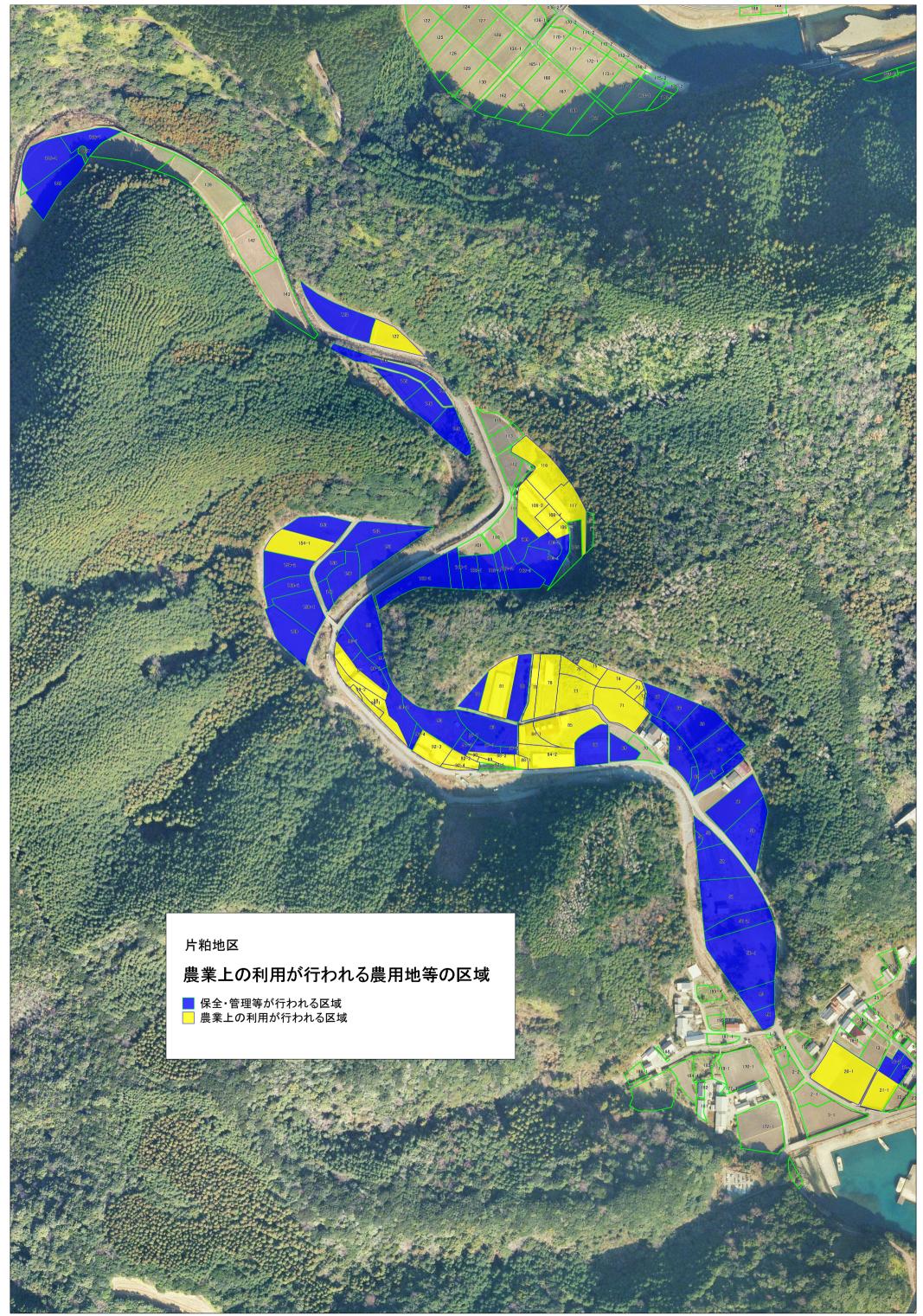




※本事業で整備した筆界については、オルソ写真と公図(複製版)を基に任意に作成したものであり、この図面で土地の権利等を確認できるものではありません。







※本事業で整備した筆界については、オルソ写真と公図(複製版)を基に任意に作成したものであり、この図面で土地の権利等を確認できるものではありません。

